平成２８年（フ）第５２号
神奈川県平塚市ふじみ野２丁目５番13号
債務者　法元　　彰
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８４１号
愛知県あま市上萱津森74番地１　スカイハイツイトウ103号
債務者　梶原　直美
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２８号
山口県防府市車塚町４番14号
債務者　後藤祥一郎
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目10番32―104号
債務者　上島　　正
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１０号
大阪市鶴見区横堤４丁目12番１―1102号
債務者　西山　加代
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５２号
釧路市中島町９番１号　ウノマンション１―Ｌ
債務者　野村三津子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３号
釧路市芦野２丁目７番10号　キャンパスＯＮＯ―Ａ　112号室
債務者　内藤　　登
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４号
釧路市若竹町17番115号　富士マンション若竹106号
債務者　神川　勝美
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２４９号
釧路市昭和南６丁目37番19号　クレスト101号室
債務者　高清水美和
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月14日午前11時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７１１号
静岡市清水区有東坂１丁目242番地の11ル・シェリア有東坂206、旧住所静岡市清水区迎山町５番23号
債務者　石井　由晴（旧姓山梨）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１２号
静岡市清水区有東坂１丁目242番地の11ル・シェリア有東坂206、旧住所静岡市清水区迎山町５番23号
債務者　石井百合子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４号
東京都町田市大蔵町2750番地１ＰｉｎｋＨｏｕｓｅ108
債務者　大山　　豊
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１１２７号
東京都板橋区小茂根１丁目26―26
債務者　小山俊華こと　孔　　致晟
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２９０号
東京都江東区亀戸６丁目15―４―601
債務者　今福いづみ
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１８３号
横浜市中区松影町２丁目７番地10　みらい館501号室
債務者　武田健太郎
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部